



## 資格確認書・資格情報のお知らせをお送りします

現在交付している資格確認書<sup>\*1</sup>・資格情報のお知らせ<sup>\*2</sup>が7月31日(金)で有効期限を迎えるため、8月1日(土)以降に使用できる資格確認書などを7月中旬から順次発送します。

なお、**国保の加入・脱退にはお手続きが必要**です。加入のお手続きがされないと新しい資格確認書などが送られませんのご注意ください。



ここがPoint!



**8月1日(土)からは新しく届いた資格確認書など(資格情報のお知らせの場合、マイナンバーカードも一緒に)を医療機関に提示するようお願いいたします。**



※1「資格確認書」…マイナンバーカードを持っていない人、マイナ保険証の利用登録をしていない人に交付されます。これまでの保険証と同じように使うことができます。

※2「資格情報のお知らせ」…①マイナ保険証をお持ちの人に交付されます。何らかの事情で医療機関・薬局の窓口で資格確認を行えない場合に、マイナンバーカードと一緒にご提示ください(「資格情報のお知らせ」のみでの受診はできません)。  
②70歳未満の場合は、有効期限の記載がないため、新たな発送はありません(ただし、令和7年8月1日以降にマイナ保険証の利用登録をした人で、これまでに一度も資格情報のお知らせを交付されていない人にはお送りします)。

## 国民年金の免除申請は電子申請が便利です!

7月1日(金)から令和8年度の国民年金保険料免除申請の受け付けを開始します。

経済的な理由などで国民年金保険料の納付が困難な場合、納付の免除・猶予となる「保険料免除制度」や「保険料納付猶予制度(50歳未満の人)」を利用できます。

市役所・各総合支所の窓口でも申請できますが、マイナポータルからの電子申請が自宅から24時間できて便利です。

### ▼免除・猶予対象期間

令和8年7月分～令和9年6月分

### ▼お問い合わせ

東北福島年金事務所 ☎ 535-0141  
国保年金課 給付係 ☎ 575-1198



市 HP

## 資格確認書などの更新時期にご注意ください

☎ 国保年金課賦課係、給付係 ☎ 575-1198

### 国民健康保険被保険者の皆さんへ

世帯主宛に**納税通知書を7月中旬に発送**します。特別な事情で納付が難しい場合は、お早めに税務収納課収納係(☎ 575-1231)にご相談ください。

なお、令和8年度から医療保険に「**子ども・子育て支援金**」の納付が加わります。

### 国民健康保険被保険者の皆さんへ

#### 要配慮者の資格確認書交付申請

を受け付けます

マイナ保険証をお持ちの場合でも、高齢や障がいなどの理由により、医療機関や薬局での受け付け、マイナンバーカードの管理が困難な人は、申請をいただくことで資格確認書の交付を受けることができます。

詳細は国保年金課給付係(☎ 575-1198)までお問い合わせください。

### 国民健康保険被保険者の皆さんへ

#### 限度額認定証のお手続きはお早めに

限度額適用認定証および限度額適用・標準負担額減額認定証(以下、限度額証)は、医療費が高額になった場合、医療機関の窓口で医療費の支払いを一定額で済ませることができる制度です。限度額証は、原則、申請月の1日から適用となり、有効期限は毎年7月31日です。

#### 長期入院該当の限度額認定証の交付を受けている国保被保険者に更新の案内送付

限度額証更新のお知らせと申請書を7月上旬に送付します。8月1日(土)以降も限度額証が必要な場合は、国保年金課または各総合支所市民福祉係に申請してください。国民健康保険税の滞納がある場合や世帯内に

### 後期高齢者医療被保険者の皆さんへ

#### 後期高齢者医療被保険者資格確認書をお送りします

現在お使いの資格確認書(オレンジ)の有効期限は7月31日(金)です。8月1日(土)以降は、お持ちの「マイナ保険証」または新しく交付する「資格確認書(ピンク)」を医療機関に提示してください。

なお、84歳以下でマイナ保険証をお持ちの人には資格確認書でなく「資格情報のお知らせ」をお送りします(※資格情報のお知らせだけでは受診できませんので、マイナ保険証をお持ちの上で受診ください)。

#### 期限の切れた資格確認書は…

誤使用や詐欺被害を防ぐため、国保年金課または各総合支所市民福祉係に返却いただくかご自身で破棄してください(※個人情報に留意の上、裁断などにより確実に破棄してください)。

所得未申告者がいる場合は、交付できないことがあります。必ず、所得申告をした上で申請をお願いします。

#### [受付先]

国保年金課または各総合支所市民福祉係

#### [持参するもの]

申請書、顔写真付き身分証明書(マイナンバーカード、運転免許証など)※別世帯の代理人による申請は、委任状が必要です。

マイナ保険証利用時は、限度額認定証の事前申請は不要です。ぜひマイナ保険証をご利用ください。



市 HP

※マイナ保険証をお持ちの人には、**限度額認定証更新のお知らせと申請書の送付はいたしません。限度額認定証の交付をご希望の場合のみ申請が必要になります。**

